

【論文】

景観資源としての伝統工芸についての考察

-陶磁器産地の景観計画を事例として-

POTENTIAL VALUE OF TRADITIONAL CRAFTS AS LANDSCAPE RESOURCES

A case study of pottery and porcelain towns

日高 圭一郎*¹

Keiichiro HITAKA

Abstract : About the landscape plan of the pottery and porcelain town, this study is concluded the following:

- (1) Eight landscape plans utilize the local ceramics as the landscape resources.
- (2) Many landscape plans encourage to use the local ceramics as landscape material in the pottery and porcelain town.
- (3) Traditional crafts have a potential value as landscape resources.

Keywords : *landscape resources, landscape plan, pottery and porcelain town*

景観資源, 景観計画, 陶磁器産地

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

景観法の制定以降、全国各地で景観法に基づく景観計画(以下、景観計画という。)が策定されている。

景観計画の特徴は、「景観行政団体の独自性が発揮できるよう、景観行政団体の裁量で景観に関する規制内容等を選択して定めることができるよう措置している点である。」¹⁾とされる。景観行政団体の「独自性」にも様々な観点があると考えられるが、「独自性」発揮の主な手法としては、地域固有の景観資源の保全活用があげられる。地域固有の景観資源といえば、地形や地物が主なものとなるが、地形、地物以外の地域固有の景観資源の活用も「独自性」発揮の有効な手法と考えることもできる。

本研究では、「独自性」の高い景観計画策定のための知見獲得を目的とし、地形、地物以外の景観資源の一つとして伝統工芸を取り上げ、伝統的工芸品に指定されている陶磁器の産地の景観計画の事例分析を通じて、伝統工芸の景観資源としての潜在的可能性について考察を行った。

1.2 既往の関連研究

既往の研究として、陶磁器の産地の景観計画の事例分析を通じて、伝統工芸の景観資源としての潜在的可能性について考察を行った研究はない。

ただし、関連する研究としては、第一に「伝統的窯業産地の観光まちづくり」について論じたもの²⁾⁻⁵⁾、第二に「伝統的窯業産地のまちづくりにおける産業遺産の活用」について論じたもの⁶⁾、第三に「小鹿田焼や小石原焼などの伝統的窯業産地の文化的景観」について論じたもの⁷⁾⁻⁹⁾、第四に「産業観光化や文化サービス供給による陶磁器産地の振興」について論じたもの¹⁰⁾⁻¹¹⁾がある。

本研究では、これらの既往の関連研究の成果を参考にし、調査、分析、考察を行った。

2. 研究の対象と方法

2.1 研究の対象

本研究では、景観資源としての伝統工芸について考察を行うことから、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(以下、伝産法という。)第2条に基づき指定された伝統的工芸品のうち陶磁器が製造される地域(以下、陶磁器産地という。)である市町村と、その市町村が属する都道府県が策定している景観計画を研究の対象とした。

*1 建築都市工学部建築学科

表1 「良好な景観の形成の方針」に陶磁器等の保全活用を明記した景観計画

	景観計画名称	景観計画策定主体	策定年次	陶磁器名称
1	晴れの国おかやま景観計画	岡山県	2007	備前焼
2	多治見市風景づくり計画	岐阜県多治見市	2009	美濃焼
3	土岐市景観計画	岐阜県土岐市	2013	美濃焼
4	常滑市やきもの散歩道地区景観計画	愛知県常滑市	2010	常滑焼
5	瀬戸市景観計画	愛知県瀬戸市	2010	赤津焼、瀬戸染付焼
6	甲賀市景観計画	滋賀県甲賀市	2013	信楽焼
7	篠山市景観計画	兵庫県篠山市	2014	丹波立杭焼
8	那覇市景観計画	沖縄県那覇市	2011	壺屋焼

2.2 研究の方法

2.2.1 陶磁器産地での景観計画の策定状況の調査

本研究では、陶磁器産地である市町村と、その市町村が属する都道府県の景観計画策定状況を、国土交通省資料より調査し、景観計画が策定されている場合は、その景観計画を収集した。

2.2.2 「景観計画区域における良好な景観の形成の方針」に陶磁器の活用等を明記した景観計画の事例分析と考察

収集した景観計画から、「景観計画区域における良好な景観の形成の方針（景観法第8条第2項第二号）」（以下、「良好な景観の形成の方針」という。）として、伝統的工芸品である陶磁器そのものや、陶磁器産地としての特徴を保全活用すること（以下、陶磁器等の保全活用という。）が明記されている景観計画を事例として抽出し、分析、考察を行った。

3. 陶磁器産地の景観計画の策定状況等

3.1 陶磁器産地の指定状況¹²⁾⁻¹⁵⁾

伝統的工芸品は2013年12月26日時点で、218品目が伝産法に基づき指定されており、このうち陶磁器は31品目であった。この31品目の陶磁器産地として、22府県の121市町村が指定されていた。

3.2 陶磁器産地の景観計画の策定状況

陶磁器産地が位置する22府県と121市町村の景観計画の策定状況を、国土交通省資料¹⁶⁾より調査をした結果、22府県のうち9府県、121市町村のうち46市町が景観計画を策定していることがわかった。

3.3 「良好な景観の形成の方針」として陶磁器等の保全活用を明記した景観計画の状況

陶磁器産地が位置する府県と市町の景観計画を収集し、「良好な景観の形成の方針」に、陶磁器等の保全活用が明記されている景観計画を調査した結果、表1に示す8つの景観計画を事例分析の対象として抽出することができた。

各事例の「良好な景観の形成の方針」における陶磁器等の保全活用に関する記述内容を表2に示す。

3.4 まとめ

伝産法に基づき指定された陶磁器産地が位置する22府県のうち9府県、121市町村のうち46市町が景観計画を策定していることがわかった。

それらのうち、「良好な景観の形成の方針」に、陶磁器等の保全活用を明記している8つの景観計画を事例分析の対象として抽出することができた（表1、表2参照）。このことから、伝統工芸を景観資源として活用しようとする地域の存在が確認できた。

4. 「良好な景観の形成の方針」に陶磁器等の保全活用を明記した景観計画の事例分析

4.1 陶磁器等の保全活用に関する具体的な景観施策

事例分析の対象として抽出した8つの景観計画について、陶磁器等の保全活用に関する具体的な景観施策を設けているか否かについて、景観計画の閲読と、景観計画策定主体である景観行政団体への開取を通じて調査を行った。ここでいう景観施策とは、景観法に基づく施策をいう。

この調査の結果、陶磁器等の保全活用に関する具体的な景観施策を設けている景観計画として、常滑市やきもの散歩道地区景観計画、瀬戸市景観計画、甲賀市景観計画、篠山市景観計画、那覇市景観計画の5事例が該当することがわかった。

一方、晴れの国おかやま景観計画、多治見市風景づくり計画、土岐市景観計画は、「良好な景観の形成の方針」として陶磁器等の保全活用を明記してはいるが、具体的な景観施策は設けておらず、陶磁器等の保全活用を理念に止めている事例であることがわかった。

4.2 陶磁器等の保全活用に関する具体的な景観施策の内容

陶磁器等の保全活用に関する具体的な景観施策を設けている5事例から、その具体的な景観施策の内容を整理し

表2 「良好な景観の形成の方針」における陶磁器等の保全活用に関する記載内容

景観計画名	記載頁*	記載内容
晴れの国 おかやま景観計画	49 頁	■市街地・田園景観エリア ・備前焼のふるさととしての地域の個性を生かし、歴史的建造物の背景を保全しつつ、歴史や文化と自然が調和した市街地の景観形成を図る。
多治見市風景づくり計画	17 頁	<特徴3>煙突・窯焼き等、陶器のまち 陶器のまちとして、個性豊かな風景としていく。
	33 頁	陶器のまちらしい風景資源を活かした、まちなみの空間の演出を図ります。
土岐市景観計画	11 頁	土岐市においては、恵まれた自然環境や交通環境、さらには伝統的な陶磁器産業等を有し、これら地域資源を活用した景観形成を進めることによって、日常生活の質の向上と交流機会の拡大を図ることが期待できます。
	18 頁	美濃焼や豊かな自然等、土岐市の個性を表現した玄関口としての空間の創出を図ります。
常滑市やきもの散歩道地区景観計画	5 頁	焼き物の町を将来に伝えるため、誇りを持ってまちなみを守り育もう
	5 頁	焼き物・ものづくりが息づくまちの継承を図る
	5 頁	焼き物などの創作・生産活動をする人々が暮らし続けられる環境づくり
	5 頁	焼き物の町としての景観保全を図る
瀬戸市景観計画	18 頁	歩行者が回遊しながら「やきものまち“せと”」の歴史と風情を楽しめるよう、窯垣や登り窯、やきものを使用した施設などの景観資源を保全し、活用します。
	18 頁	地域固有の景観との調和に配慮して、「やきものまち“せと”」の風情が感じられる市街地景観を維持・創出します。
	19 頁	赤津焼の産地として培われてきた「やきものまち“せと”」の風情と田園景観が調和した市街地景観を維持・創出する。
	19 頁	水野川を中心とした自然や田園景観の中に「やきものまち“せと”」の風情が感じられる市街地景観を維持・創出する。
	19 頁	磁器の産地としても栄えた品野に見られる「やきものまち“せと”」の風情と周辺の自然景観が調和した市街地景観を維持・創出する。
甲賀市景観計画	12 頁	「陶芸のまち」信楽の住職一体となった窯元や工房の伝統産業のまちなみ等の文化的景観を保存する。
	12 頁	窯元散策路等、信楽焼の営みが感じられる趣のある道路空間の整備に努める。
篠山市景観計画	57 頁	やきもの里としての文化を活かし、陶器や陶板による景観づくりを推進する。
那覇市景観計画	69 頁	歴史的・伝統的集落景観の保全・育成を図り、伝統的な窯業の集落らしさを有する街並みの形成を目指します。

*記載頁：該当箇所が記載されている景観計画書の頁

出典：17)、18)、19)、20)、21)、22)、23)、24)

たところ、景観計画において定める事項のうち、次の事項に該当する施策があることがわかった。

4.2.1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第三号）

陶磁器等の保全活用に関する具体的な景観施策のうち、景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、「景観形成基準により、景観材料として陶磁器の使用を推奨する施策」が5事例の全てにおいて見出された（表3参照）。

これに該当する典型的な景観形成基準の例としては、常滑市やきもの散歩道地区で適用されている「(擁壁が)コ

ンクリート造の場合、自然石風又は焼き物で表面を仕上げ、傾きを76度以下とする。」(図1参照)、や、瀬戸市洞地区で適用されている「玄関ポーチやアプローチ等の床材は、やきものを用いたデザインを基本とする。」(図2参照)があげられる。

さらに、景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、「景観形成基準により、窯垣^{注2}等の陶磁器を用いた伝統構法を推奨する施策」が瀬戸市の事例に見出された（表4参照）。

4.2.2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第四号）

表3 景観形成基準により、陶磁器を外装材、舗装材等の
景観材料として使用することを推奨する施策の具体的内容

景観計画名	記載頁*	該当する景観形成基準
常滑市やきもの散歩道地区 景観計画	8頁・9頁	(建築物の屋根材は)いぶし瓦又は陶器瓦とする。陶器瓦の色彩はいぶし瓦又は彩度・明度の低い土管色とする。
	8頁・9頁	(擁壁は)Aコース沿道では、コンクリート造の場合、自然石風又は焼き物で表面を仕上げ、傾きを75度以下とする。
	8頁・9頁	(擁壁は)コンクリート造の場合、自然石風又は焼き物で表面を仕上げ、傾きを75度以下とする。
瀬戸市景観計画	28頁	(建築物の外観・素材には)やきものを用いるなど、「やきものまち“せと”」を表現するよう工夫する。
	29頁	(擁壁には)やきものを用いるなど、「やきものまち“せと”」を表現するよう工夫する。
	36頁	(建築物の外壁は)やきものを用いたデザインとする。
	36頁	(建築物の)玄関ポーチやアプローチ等の床材は、やきものを用いたデザインを基本とする。
	36頁	(門・垣・塀は)やきものを用いたデザインとする。
	36頁	(駐車場は)茶系やグレー系等の落ち着いた色のある色を用いたり、やきものを用いたデザインとする。
36頁	(屋外広告物は)やきものを用いたデザインとする。	
甲賀市景観計画	41頁	(建築物は)地域性のある素材の活用に努める。(景観計画ガイドライン:信楽市街地類型では、できるだけ陶器等地場産品の活用を図りましょう。) ^{注1)}
篠山市景観計画	58頁	(建築物の外壁には)自然系の素材(陶板・土壁・石材・木材・竹材・漆喰材)を用いることを原則とする。
那覇市景観計画	75頁	(建築物・工作物には)歴史・文化や地域性をあらわす素材(赤瓦・琉球石灰岩、焼き物等)の効果的な活用に努めます。

*記載頁：該当箇所が記載されている景観計画書の頁

出典：20)、21)、22)、23)、24)、25)

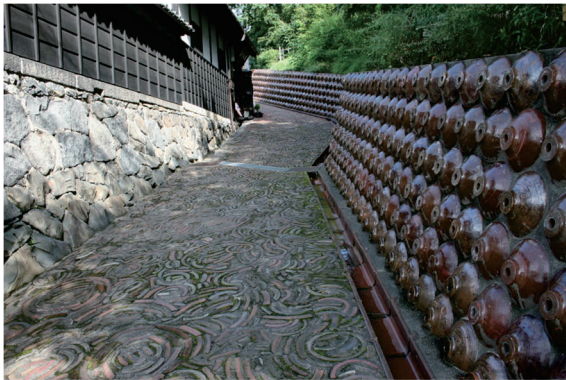


図1 陶磁器を外装材、舗装材等の景観材料として使用した例（常滑市やきもの散歩道地区において2014年8月27日に筆者撮影）



図2 陶磁器を外装材、舗装材等の景観材料として使用した例（瀬戸市洞地区において2014年8月28日に筆者撮影）

陶磁器等の活用に関する具体的な景観施策のうち、景観計画において定める景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針として「陶磁器産地を象徴する建造物等を指定または指定候補とする施策」は、常滑市と瀬戸市の事例に見出された（表5参照）。

各市に対して、この施策の実績について聞取調査（2016

年実施）を行ったところ、常滑市では指定実績はなし、瀬戸市では10件の指定実績があることが確認された。

4.2.3 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第五号のロ）

陶磁器の活用等に関する具体的な景観施策のうち、景観

表 4 景観形成基準により、窯垣等の陶磁器を用いた伝統構法を推奨する施策の具体的内容

景観計画名	記載頁*	該当する景観形成基準
瀬戸市景観計画	36 頁	(門・垣・塀は)板塀又は窯垣 ^{注2)} とする。

*記載頁：該当箇所が記載されている景観計画書の頁

出典：21)

表 5 陶磁器産地を象徴する建造物等を指定または指定候補とする施策の具体的内容

景観計画名	記載頁*	該当する景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
常滑市やきもの散歩道地区景観計画	11 頁	やきもの散歩道地区のシンボリック的存在となっているもの。
瀬戸市景観計画	36 頁	やきもの文化を強く印象付ける建造物

*記載頁：該当箇所が記載されている景観計画書の頁

出典：20)、21)

表 6 景観重要公共施設の景観材料として陶磁器の使用を促進する施策の具体的内容

景観計画名	記載頁*	該当する景観重要公共施設の整備の方針
瀬戸市景観計画	42 頁	①道路の整備方針 ②「やきものまち“せと”」のシンボルロードとして、風格ある景観の形成と商業地としての賑わいと活気の創出に配慮する。 ③歩道や高欄に陶板やタイルを使用するなど、歩行者が「やきものまち“せと”」を感じられるように配慮する。

*記載頁：該当箇所が記載されている景観計画書の頁

出典：21)

計画において定める景観重要公共施設の整備に関する事項として、「景観重要公共施設の景観材料として陶磁器の使用を促進する施策」が、瀬戸市の事例に見出された(表 6 参照)。

4.3 まとめ

陶磁器等の保全活用に関する具体的な景観施策には、次の 4 つの類型があることがわかった。

- ①類型 1：「良好な景観の形成のための行為の制限」として、景観形成基準により、景観材料として陶磁器の使用を推奨する施策
- ②類型 2：「良好な景観の形成のための行為の制限」として、景観形成基準により、窯垣等の陶磁器を用いた伝統構法を推奨する施策
- ③類型 3：「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」として、登り窯等の陶磁器産地を象徴する建造物等を指定または指定候補とする施策
- ④類型 4：景観重要公共施設の景観材料として陶磁器の使用を促進する施策

類型 1、類型 2、類型 4 については、陶磁器の景観材料としての活用を推奨等する点において共通性がみられる。また、類型 2～4 の施策は、陶磁器産地であることが地域の独自性の形成に大きく関わっている瀬戸市もしくは常滑市に限定されている点に特徴が見られる。

5. 伝統工芸の景観資源としての潜在的可能性についての考察

陶磁器産地の景観計画の事例分析の結果、陶磁器等の保全活用に関する景観施策を見出すことができた。

陶磁器等の保全活用に関する景観施策は 4 つに類型化でき、そのうち 3 つの類型は景観材料としての陶磁器の活用を推奨等する点において共通性がみられた。

この工芸品の景観材料としての活用は、陶磁器以外の伝統的工芸品についても可能性は十分にあり、地形、地物以外の景観資源として、伝統工芸の潜在的可能性を見出すことができた。

6. 総括

以上をまとめて総括とする。

(1)伝産法に基づき伝統工芸品に指定された陶磁器の産地のうち 9 府県と、46 市町が景観計画を策定していることがわかった。それらから、「良好な景観の形成の方針」に、陶磁器等の保全活用を明記している 8 つの景観計画を事例として抽出し、伝統工芸を景観資源として活用しようとする地域が存在することを明らかにした。

(2)陶磁器等の保全活用に関する景観施策は 4 つに類型化され、そのうち 3 つの類型は景観材料としての陶磁器の活用を推奨等するものであることが明らかになった。

(3)工芸品の景観材料としての活用は、陶磁器以外の伝統的工芸品についても可能性は十分にあり、伝統工芸の景観資源としての潜在的可能性を見出すことができた。

注

- 注1) 甲賀市では、景観計画に「地域性のある素材の活用に努める。」と景観形成基準を規定し、それに連動する形式で景観計画ガイドラインに「信楽市街地類型では、できるだけ陶器等地場産品の活用を図りましょう。」と記載し、陶磁器の素材としての活用を推奨している。
- 注2) 窯垣とは、不要になった窯道具^{注3)}を積み上げて作った塀や石垣の呼称である。²⁶⁾
- 注3) 窯道具とは、焼成しようとする器物を窯に詰める際に使用する耐火粘土製の道具である。²⁷⁾

参考文献

- 1) 国土交通省、農林水産省、環境庁：景観法運用指針、国土交通省、農林水産省、環境庁、2011
- 2) 玉井明子、久隆浩：地場産業都市における観光活動設計とまちづくりに関する研究-愛知県常滑市栄町を事例として、都市計画。別冊 都市計画論文集、34、公益社団法人日本都市計画学会、pp. 355-360、1999
- 3) 玉井明子、久隆浩：伝統的窯産地における地域資源を保全活用した住民参加型観光ルート整備の課題 - 愛知県瀬戸市洞地区を対象として -、都市計画。別冊 都市計画論文集、35、公益社団法人日本都市計画学会、pp. 685-690、2000
- 4) 玉井明子、久隆浩：伝統的産業を軸としたイベント活動と観光まちづくりの円滑化に関する一考察 - 兵庫県篠山市今田町を事例として -、都市計画。別冊 都市計画論文集、36、公益社団法人日本都市計画学会、pp. 259-264、2001
- 5) 坂本紳二郎、松浦健治郎、浦山益郎：愛知県常滑市「やきもの散歩道地区」の観光まちづくりにおける店舗集積に関する研究、都市計画。別冊 都市計画論文集、41(3)、公益社団法人日本都市計画学会、pp. 1025-1030、2006
- 6) 小森宗泰、野嶋慎二：愛知県常滑市における旧工場の活用に関する研究、日本建築学会計画系論文集、70(597)、一般社団法人日本建築学会、pp. 85-91、2005
- 7) 山口知恵、松本将一郎、西山徳明：小鹿田焼の里皿山における伝統的な生業の持続と文化的景観の保全に関する研究、日本建築学会計画系論文集、74(644)、一般社団法人日本建築学会、pp. 2215-2222、2009
- 8) 丸谷耕太、山下三平、内山忠、小川勇樹：小石原焼の里における作陶に関わる文化的景観の変容に関する研究、都市計画。別冊 都市計画論文集、49(1)、公益社団法人日本都市計画学会、pp. 83-92、2014
- 9) 山下三平、丸谷耕太、内山忠、栗田 融：陶芸の里・小石原皿山の景観表象の把握と評価 - 実存的景観論の試み -、土木学会論文集 D1(景観・デザイン)、73(1)、公益社団法人土木学会、pp. 1-20、2017
- 10) 林上：美術館を拠点とする文化サービス供給による伝統的陶磁器産地の振興、日本都市学会年報、42、日本都市学会、pp. 222-227、2008
- 11) 林上：在来工業の観光サービス化とその立地論的・産業論的説明、日本都市学会年報、40、日本都市学会、pp. 123-129、2006
- 12) 経済産業省：資料6 市町村合併に伴う製造される地域の変更について、産業構造審議会伝統的工芸品産業分科会(第3回)配布資料、経済産業省、2004
- 13) 経済産業省：資料4 市町村合併に伴う製造される地域の変更について、産業構造審議会伝統的工芸品産業分科会(第4回)配布資料、経済産業省、2005
- 14) 経済産業省：資料4 市町村合併に伴う製造される地域の変更について、産業構造審議会伝統的工芸品産業分科会(第5回)配布資料、経済産業省、2011
- 15) 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会：伝統的工芸品を探す、伝統工芸青山スクエア WEB サイト、<http://kougeihin.jp/crafts/> (参照 2017-08-29)
- 16) 国土交通省：景観法の施行状況、国土交通省、http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000021.html (参照 2014-06-25)
- 17) 岡山県：晴れの国おかやま景観計画、岡山県、2007
- 18) 多治見市：多治見市風景づくり計画、多治見市、2009
- 19) 土岐市：土岐市景観計画、土岐市、2013
- 20) 常滑市：常滑市やきもの散歩道地区景観計画、常滑市、2010
- 21) 瀬戸市：瀬戸市景観計画、瀬戸市、2010
- 22) 甲賀市：甲賀市景観計画、甲賀市、2013
- 23) 篠山市：篠山市景観計画、篠山市、2014
- 24) 那覇市：那覇市景観計画、那覇市、2011
- 25) 甲賀市：甲賀市景観計画ガイドライン、甲賀市、2013
- 26) 瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会：瀬戸市観光情報公式サイト せと・まるっとミュージアム、窯垣の小径、<http://www.seto-marutto.info/cgi-bin/data/miru/021.html> (参照 2017-11-23)
- 27) 室伏哲郎：陶芸事典、株式会社日本美術出版、1991年